



Title	五代十国における吳越国正統觀の考察：五代王朝との相違を中心に
Author(s)	杜, 智勇
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2025, 11, p. 21-24
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102714
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

五代十国における呉越国正統觀の考察

—五代王朝との相違を中心に—

東洋史学 博士前期課程 2年

杜 智勇

1. はじめに

「五代十国」という時代は、唐と宋の間に位置し、宋代の史家によって「離乱」の時代とされた。この時期、中国各地には政権が林立し、その交替も頻繁であった。中原地域の五代王朝とその西方や南方の十国諸政権は、乱局の中で自らの政権の正当性を説明し、統治の安定を維持するために、徳運・天象・祥瑞といった方法を通じて自らを「正統」なる中国王朝であると宣言した。したがって、「正統性」をめぐる論争は五代期においてきわめて重要な政治課題の一つであった。

2. 先行研究

五代十国の「正統性」に関する先行研究は、すでに豊富な成果が挙げられる。

劉浦江は五代王朝の中で互いに敵対する後梁と後唐を中心に、当時の「正統性」とその論争を初步的に考察し、後梁王朝が唐朝の禅讓を受けた方式によって自らを正統と称した一方で、宿敵である沙陀集団の河東李氏は、唐滅亡後に唐の年号を用い続け、自らを唐の継承者と称し、後梁の正統性を否定してこれを「僭偽」としたことを指摘した。そして後唐は最終的に後梁との正統をめぐる争いに勝利し、以後の五代諸王朝はいずれも後唐を正統、後梁を僭偽とみなした。方震華は主に後梁と後唐がいかにして自身の正統を塑造したかに注目し、礼制や文人の登用などを論じた。羅亮と陳文龍はそれぞれ、国号や徳運の選択を通じて、後梁以外の五代諸王朝がいかに自らの正統王朝像を強化したかを探究した。さらに、仇鹿鳴は、後唐の莊宗が後梁を滅ぼしたのち、自らを唐の復興者と比し、後梁を僭偽とするいわゆる「中興」の公式的な歴史書写規範を発展させ、それが官僚階層の墓誌にも浸透したことを指摘し、さらに莊宗の死後この書写規範が次第に動搖し、淡化していく過程を叙述した。

五代王朝以外では、許凱翔と羅亮は十国の前蜀が道教の祥瑞を通じて政権の神聖性を高め、正統王朝像を塑造しようとした試みを指摘した。久保田和男は南唐政権が都城の整備や郊天儀式によって正統性を塑造し、同時期の後晋や後漢と比較して、南唐のほうがより正統なる中国王朝の特徴に符合していたことを論じた。

現在、五代期の正統性に関する研究成果は主に五代王朝と、十国のうち皇帝を称して自らを正統と認識した前蜀と南唐に集中している。本稿の研究対象である呉越国は、五代の正統を承認して自らは帝号を称さなかったが、一定の独立性を有する地方政権として、当時の「正統性」に対する認識は中原王朝のそれと完全に一致していたわけではない。本稿では五代初期における呉越国の正統觀と、その背後に反映された政治的考慮を分析する。

3. 五代初期において後梁正統性の承認

開平元年（907年）四月、朱温が正式に後梁王朝を立てると、使者を派遣し、呉越地域を支配する錢鏐に対して新王朝の「正統性」承認を求めた。錢鏐はこれに応じ、

新興の後梁王朝を正統王朝として承認し、その臣下としての立場を明確にした。朱温は肯定的な回答を得ると、翌月に銭鏐を吳越王に冊封し、さらに同年八月には淮南節度使に任せた。かくして後梁は、官爵の授与を通じて銭鏐を吳越地域の支配者としてのみならず、淮南地域における合法的支配者としても位置づけたのである。

吳越国が後梁の正統性を承認したことは、外交的儀礼にとどまらず、国内の碑文にも反映された。後梁成立の翌年（開平二年四月・908年）、吳越国内の越州において建立された「鎮東軍墻隍廟記」¹には、「況遇金行應錄、梁德克昌」とある。銭鏐が前文で自ら吳越王となつたことを誇示する一方で、梁朝は五行の「金行」に当たり、その創建は図籙の記載と符合するものとされ、正統王朝として認められた。また、後梁存続期に吳越地域で出土した墓誌²の多くが「梁」の国号を冠し、後梁諸帝の年号を使用していることも、吳越国が後梁の正統性を受容する事実を裏付ける。

さらに、後梁「正統性」の承認は、前代である唐朝の神聖性を相対化・否定する形でも表出した。たとえば、開平二年に建立された「真聖觀碑」³には、「前朝欲濬靈源、仰攀仙系、寧同血允、聊比宗祊、則老君自是大道之至真、非唐家之枝派」とある。吳越王となつた銭鏐は、唐王朝が主張してきた李氏の皇族と太上老君との連関を明確に否定した。そして唐朝は「前朝」として、すでに滅亡した過去の王朝に位置づけられ、それに対して朱温が創建した後梁こそが「本朝」であることが暗示された。

総じてみれば、吳越国が五代初期に後梁を正統王朝として承認した事実は、単なる外交上の形式にとどまらず、碑文を通じて国内に広く浸透していた。すなわち、吳越王の主導による積極的な宣伝活動によって、後梁が新たな正統王朝であるとの認識が、吳越国内に確立された。

4. 後唐の「中興」説と後梁「僭偽」説

しかし、後梁王朝の正統性が中国全土において広範に承認されたわけではなかった。沙陀族が樹立した晋国は、唐朝の年号を引き続き使用し、第二代君主である李存勖（後の後唐莊宗）の指導の下、中国北部をめぐって後梁王朝と長期にわたり軍事的に対抗し、最終的には923年、軍事的奇襲により後梁の首都開封を陥落させ、一挙に後梁を滅ぼした。

後唐王朝を立てた李存勖は、自らを唐朝の正統的継承者と称し、後梁を「僭偽」として正統王朝と認めなかつた。そして、後唐王朝内部では、後梁を「僭偽」と断じ、本朝を唐の「中興」と位置づける書写規範が強制的に推進された。

かつて後梁と長期にわたり密接な外交関係を築いていた吳越国に対しては、新たに中原を支配した後唐も、依然として江淮地域の吳越国を制衡する政治的必要を抱えていたため、外交上においては後梁からの冊封をすべて承認する策を探ったが、その「中興」の書写規範は吳越国との外交においても反映されていた。長興五年（934年）、後唐によって撰述された、故吳越王銭鏐の「神道碑」⁴には、「及梁園興僭、皇運中微」

¹ 全称は「重修墻隍神廟兼奏進封崇福侯記」である。原石は今の浙江省紹興市臥龍山に存する。拓本は『北京図書館藏中国歴代石刻拓本彙編』第36冊第3頁に見え、また、録文は『金石萃編』卷119に収録される。

² 『五代十国墓誌彙編』下巻、第556～577頁を参照。

³ 南宋道士謝守灝の『混元聖記』卷9（『正統道藏』洞神部所収）に收められ、また『全唐文』卷130にも録文が見える。『混元聖記』の記載によれば、吳越王が領内に真聖觀を建立し、自ら文章を撰したのは、梁朝が天下の大清宮・太微宮・紫極宮をすべて老君廟に改めるよう命じた政令の背景下で行われたものである。真聖觀の建立は、疑いなく吳越王が梁朝の正統地位を支持する姿勢の表れである。

⁴ 全称は「大唐故天下兵馬都元帥尚父吳越国王諡武肅神道碑銘（并序）」である。『全唐文』卷858に収録される。

とある。錢鏐の生涯を叙述する中で後唐の正統觀が明確に反映され、後梁の成立を非正統の「僭偽」王朝にし、後唐の莊宗を唐の「再造」と位置づけた。「神道碑」では、後梁から吳越國への冊封については尚父・守尚書令・天下兵馬元帥の三官職に限定し、最も重要な吳越國王の冊封はすべて莊宗の功績に転嫁された。すなわち、後唐は後梁を正統王朝と認めず、後梁の冊封そのものを否定する立場を示したのであった。

5. 吳越の対応と独自の正統觀の展開

一方、吳越側の史料には、後唐建国後に後梁との親密關係をどのように位置づけるかに慎重な姿勢が見られる。たとえば後唐の明宗に宛てた「乞復父旧号表」⁵においては、後梁に関する叙述は控えめであり、ただ後梁建国の際、諸政權が帝号を称した中で錢鏐はこれに従わなかった事実のみを述べ、吳越國王の冊封を後唐莊宗に帰した。これにより、吳越が後梁に臣従し冊封を受けたという敏感な問題を巧みに回避した。しかし注目すべきは、吳越側は後梁に対し「僭偽」といった否定的な言葉遣いを用いていなかった点である。唐哀帝の李柷に対する「濟陰王」という呼称も、後梁が退位後に付与した爵号をそのまま用いており、吳越が後梁を完全には否定していなかったことがうかがえる。

さらに、吳越国内の碑文において、錢鏐晩年の宝正六年（931年）に撰された「新建風山靈德王廟記」⁶には、自身の功績を述べる中で「四朝疊受冊封、九帝拱扶宗社」と記され、四代の皇帝から冊封を受けたことを誇示した。具体的には、梁太祖が錢鏐を吳越王に冊封し、梁末帝が吳越國王に進封、後唐莊宗が再冊封を行い、後唐明宗が一時的に官爵を剥奪した後に再び回復した事実を指すと考えられる。ここでは後梁および後唐の皇帝はいずれも中原の正統王朝の皇帝として等しく扱われており、後唐の主張していた後梁「僭偽」論は受容されていなかった。ほかに、後唐存続期の吳越國の墓誌では、中原王朝の国号を用いず「吳越國」と独自の国号を記し、錢鏐自立の年号「宝大」「宝正」で紀年し始めた⁷。これは、後梁存続期の状態とは対照的である。

決定的な史料は、丙申年（936年）⁸に建立された「吳越國武肅王廟碑銘」⁹である。この碑は吳越第二代国王錢元瓘が父の錢鏐のため越州に建てた碑文で、吳越國の立場を明らかに示した。そこでは梁太祖および梁末帝の名号が明記され、梁の正統性についても「濟陰王からの禅讓」と「天象の感應」によるものと断じていた。後唐の「中興」説を踏襲しつつも、後梁をも唐朝からの禅讓を受けた正統王朝と位置づけており、単なる「僭偽」とはしなった。碑文では特に、梁による「天下兵馬都元帥」の授与や

⁵ 『旧五代史』卷133に収められる。また『全唐文』卷130には「乞復父旧号表」と題して収録される。ここでは『全唐文』の名称を採用する。本表の創作背景は、後唐明宗天成四年（929年）九月に、後唐の使者・烏昭遇が吳越に派遣された際、吳越國王錢鏐に対して臣下の礼を行ったという噂が伝わり、これを聞いた明宗は烏昭遇を処刑し、さらに錢鏐のすべての官爵を削奪した。その後、この件は誣告であることが判明し、錢鏐の子・後に第二代吳越王となった錢元瓘が本表を上奏して父のために嘆願したこと、ようやく錢鏐の官爵は回復された。この事件は、後唐存続期における中原王朝と吳越國との間の緊張した外交関係を反映する。

⁶ 「宝正」は錢鏐の私立した年号であり、後唐の長興二年に相当する。碑文原石は浙江省湖州徳清県に現存し、その拓本は『北京図書館藏中国歴代石刻拓本彙編』第36冊第177頁に収められ、録文は『八瓊室金石補正』卷81に収録される。

⁷ 『五代十国墓誌彙編』下巻、第578～588頁を参照。

⁸ 本碑の建立年である丙申年（936年）は、北中国において後唐末帝李從珂と後晋高祖石敬瑭とが皇位を争う動乱期に当たる。吳越國が中原王朝の年号を用いなかつたのは、この乱局への巻き込みを回避するためであったと推測される。

⁹ 錄文は北宋文人・孔延之編『会稽掇英総集』卷17に収められ、また『全唐文』卷898にも収録される。

吳越国王の冊封が詳細に叙述され、梁末帝の冊封権威が強調されていた点が注目される。

さらに吳越国の末期、開宝九年（976年）に福州で建立された「重修忠懿王廟碑」¹⁰にも、同様の立場が確認できる。ここでも後唐の「中興」説を保持しつつ、後梁は天命を受けた正統王朝であることと認める姿勢が示された。すなわち、吳越国は後唐の「僭偽」論を採用せず、後梁と後唐の双方を正統王朝と位置づける歴史叙述を確立し、滅亡に至るまで維持したのである。

以上より、吳越国は後唐による後梁「僭偽」の書写規範を外交上は一定程度考慮したもの、国内においては依然として後梁を正統王朝と見なし、その権威を自国の統治正当性の根拠として積極的に援用したことが明らかである。これは、後唐との外交が不安定かつ緊張を孕む状況下で、吳越国が独自の正統観を形成し、自國統治の正当性を後唐の言説体系に依存せずに確立しようとした戦略的選択であったと評価できる。

6. 結論

吳越国は、五代王朝における正統性をめぐって、柔軟な政治戦略を展開した。五代初期、錢鏐は後梁から吳越王に冊封され、自らの地位を確立・強化するため、積極的に後梁の正統性を受容し、その権威を広めた。その姿勢は外交上の臣従にとどまらず、国内の碑文や墓誌においても「梁」の国号や年号を普遍的に使用することで、後梁を正統王朝として位置づけ、吳越国が正統王朝からの命を受けて吳越を統治するという合法性を強調するものであった。

やがて後梁が滅亡し、沙陀族による後唐が成立すると、後唐政権は「後梁は僭偽の王朝であり、本朝こそ唐の中興である」とする正統論を強制的に推し進め、これを吳越国にも及ぼした。吳越は外交の場においては後梁との冊封関係に言及することを避けざるを得なかつたが、国内の碑文史料には後梁を全面的に否定する姿勢は見られず、むしろ暗に承認する態度がうかがえる。さらに後唐末期に中原が再び混乱に陥ると、吳越国は公に建立した碑銘の中で、後梁と後唐の双方をともに天命を受けた正統王朝として肯定した。同時に、墓誌においては、後唐以降「吳越国」という国号や独自の年号が用いられるようになり、自立的傾向を示した。

かくして、後唐をはじめとする五代沙陀系諸王朝が一貫して後梁の正統性を否定したのに対し、吳越国が後梁の正統を継続的に承認したことは、中原の沙陀王朝とは異なる立場を際立たせる顕著な特徴となった。吳越国は後梁の正統性を保持しつつ承認し、後唐の掲げた「中興」論の枠組みをも取り込みながら、「両朝並びに正統王朝である」という歴史叙述を形成したのである。このような動きは、一方では後唐をはじめとする五代沙陀系諸王朝との関係を維持しつつ、一方では後梁の正統を承認することによって、後梁時代に授与された官爵や冊封の権威を保持し、自らの統治の正当性を強化しようとした戦略的姿勢が見られる。

¹⁰ 筆者は本碑の実地調査を行っており、原石は福建省福州市慶城路の忠懿閩王祠に現存する。その拓本は、杭州市文物遺産・歴史建築保護センター編『石銘江南・錢氏吳越碑拓』（2022年刊）の第134～135頁に収められ、また『金石萃編』卷125にも録文が収録される。本碑は閩国の初代王・忠懿王である王審知のために建立されたものであるが、撰立は吳越国の官方によって行われた。したがって、碑文に示されるのは吳越国官方による王審知への評価であり、また吳越国官方の正統観をも反映するものである。